

重 要 事 項 説 明 書

(こもれびの郷浜中)
指定通所介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(山形県指定 第0670801661号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果『要介護』と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 正覚会
(2) 法人所在地 山形県酒田市黒森字葭葉山54番10
(3) 電話番号 0234-92-3355
(4) 代表者氏名 理事長 池田美千代
(5) 設立年月日 平成10年8月6日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成24年10月31日指定 山形県第0670801661
(2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（ご利用者）が、
その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが
できるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護
サービスを提供します。
(3) 事業所の名称 こもれびの郷浜中
(4) 事業所の所在地 山形県酒田市浜中字上村378番1
(5) 電話番号 0234-92-3170
 ファクシミリ番号 0234-92-3180
(6) 事業所長（管理者） 氏名 佐藤 美加
(7) 事業所の状況 敷地 998.42m²
 建物の構造 木造
 延べ床面積 232.18m²
(8) 当事業所の運営方針 当施設にあっては、ご利用者の基本的人権及び意志を尊重し、健康
で心豊かな生活が送られるよう援助します。また、ご利用者自身が自
立的生活を目指し、社会や家族とのかかわりの中で培ってきた経験
や知識を元に自己の能力を活かせるよう援助します。
(9) 開設年月日 平成24年11月1日
(10) 通常の事業の実施区域 酒田市
(11) 営業日（営業時間）及びサービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日を含む。土、日曜日休業） (1月1日から1月3日、12月31日を除く)
営業時間	月曜日～金曜日 8：45～16：15（延長受入れ可）

- (12) 利用定員 20人（通常規模通所介護）

3 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として指定基準を遵守し、以下の職種の職員を配置しています。

<職員配置指定基準及び勤務体制>

職種	事業所の指定基準	職務の内容
管理者	1	従業者の管理及び利用の申し込みにかかる調整や業務内容の管理等
生活相談員	1 以上	利用者の利用相談及び生活相談業務等
介護職員	2 以上	日常生活の介護等
看護職員	1 以上	健康管理等
機能訓練指導員	1 以上	日常生活動作訓練の実施

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

次のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・一般浴槽での入浴が困難な方は、機械（リフト）を用いての入浴も可能です。
- ・浴槽内での四肢マッサージと四肢運動、入浴洗体や更衣動作の自立支援に努めます。

②整容

- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
- ・爪切り耳掃除等清潔保持に努めます。

③排泄

- ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助やアドバイスを行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。（ただし、おむつ代は別途ご負担頂きます。）

④日常生活動作訓練

- ・心身等の状況において、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為に通所介護計画に基づき、日常生活動作訓練を実施します。

⑤送迎

- ・ご利用者の状態に応じ、ご自宅の玄関又はベッドサイドまでのお迎えも致します。
- ・お迎えの時間、お送りの時間は別個にご連絡致します。
- ・天候などにより、多少送迎の時間が前後することがあります。大きく変わる場合は事前にお電話致します。

※法人内の他事業所職員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の職員として送迎を行う場合や委託契約において送迎業務を委託している場合には、責任の所在等を明確にした上で他事業所の利用者との同乗をする場合があります。

(6)健康管理

- ご利用日に事業所看護師による健康チェック、健康相談等を行います。
- ご利用中に体調不良等により、主治医あるいは医療機関への受診、通院が必要になった場合、速やかにご家族に連絡します。受診、通院の対応は、基本的にご家族の対応となります。

(7)相談及び助言

- 当事業所は、ご利用者及びそのご家族からの介護相談等について誠意をもって応じるよう努めます。

(相談窓口) 生活相談員

(8)利用時間内の便宜

- 当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、事業所での利用時間を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

<サービス利用料金>

令和7年7月1日 改定

- (1) 基本サービス利用料金と主な加算料金については、別紙の利用料金表をご確認下さい。また、介護保険法の改正などにより、利用料金等の変更があった場合は、別紙の差し替をもって、承認をするものとさせて頂きます。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供（食費）

料金：昼食代（おやつ代を含みます）1回あたり 一般食 660円

管理栄養士の立てる献立により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

②排泄用品の提供（おむつ代）

ご利用者に提供するおむつ・尿とりパッド等にかかる費用です。（料金 実費）

③学習療法（ご利用者の希望により実施します）

ご利用者の認知症を伴うコミュニケーション能力や身辺自立の改善を目的とした療法です。

料金：学習教材費 月額 2,200円（消費税を含みます）

(3)利用料金のお支払い方法

利用した月の月末にしめ、翌月15日までに当月の利用料金の合計額を記した請求書を発送します。お支払い方法は口座振替となります。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には契約されている介護支援専門員に相談した上、介護支援専門員をとおして、事業者に申し出て下さい。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の当日午前9時00分までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の当日午前9時00分までに申し出がなかった場合	660円

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5 悪天候時の対応

台風、雪などによる天候不良時や道路事情により、当事業所は、ご利用者、ご家族との相談の上、ご利用者の安全確保のため、送迎時間帯及び利用日の変更又はサービスの提供を中止することがあります。

6 事故発生時の対応

利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7 協力医療機関

医療機関の名称	地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院
所在地・電話番号	山形県酒田市あきほ町30 (Tel 0234-26-2001)
診療科	内科、循環器内科、消化器内科、内視鏡内科、精神科、神経内科、小児科、緩和ケア内科、外科、乳腺外科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、救急科、病理診断科
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と日本海総合病院並びに酒田医療センターは、利用者に病状の急変があった場合、日本海総合病院または酒田医療センターにおいて医師の診断を受け、入院の必要があると認められた場合は、入院治療を行うものとする。

8 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担当者 生活相談員
ご利用時間 平日 9：00～17：00
ご利用方法 電話 0234-92-3170
面接 相談室

(2) 行政機関その他苦情受付機関

酒田市健康福祉部高齢者支援課	所在地 酒田市本町2丁目2番45号 電話番号 26-5755 FAX 26-5796 受付時間 8時30分～17時15分
山形県国民健康保険団体連合会	所在地 寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8006
山形県社会福祉協議会	所在地 山形市小白川町2丁目3-31 電話番号 023-622-5805 FAX 023-622-5866

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「こもれびの郷浜中消防計画」に則り対応を行います。	
近隣との協力関係	浜中地区消防団と非常時の相互の応援を行う様にしていきます。	
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「こもれびの郷浜中消防計画」に則り、年2回以上の防災訓練を利用の方も参加して実施します。	
設備名称	個数等	
非常灯	3箇所	
消火器	2本	
カーテン布団等	は防煙性のあるものを使用しております。	
防火責任者	佐藤 美加	

10 福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内 容	
実施の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
実施年月日(直近実施日)	令和	年 月 日
実施した評価機関		
評価結果の開示状況		

11 契約の変更

契約期間中若しくは契約更新時に問わず、事業者より契約内容の変更の必要性が生じた場合は、事業者は変更部分を文書で示す事により、他の部分は同一として契約を変更することができる。

私は、本書面に基づいて当事業所の職員から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供の開始に同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者	住 所	〒
	電 話 番 号	
	氏 名	<u>代筆者</u> (続柄) 印
代 理 人 等	住 所	〒
	電 話 番 号	
	氏 名	(続柄) 印

この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものであります。